

2024年11月15日

各位

会社名 株式会社 碧
(コード番号 3039 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 金城 智子
問合わせ先 経営企画部長 仲村 盛健
T E L 098-863-1533
U R L <https://www.heki.co.jp/>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2024年12月20日に開催する定時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で上場廃止を申請することになります。

記

1. 上場廃止申請を行う目的および理由

当社は、2013年6月4日に TOKYO PRO Market に上場し、社会的知名度を広げ、事業拡大を推し進めることが可能となりました。また、国内外のお客様や観光客などを中心に沖縄や東京、大阪にある各店舗をご利用頂き一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら、今般、経済活動の正常化により国内や海外からの観光客などが増加しているものの、地政学リスクが顕在化した不安定な国際情勢のなか、原材料価格や人件費上昇などコストを押し上げる要因が重なりました。本日公表いたしました2024年9月期決算短信にもありますとおり、物価上昇による消費者の節約意識の高まりなどもあり売上高は前期比3.7%増加したものの、営業損失は29,128千円と厳しい状況となっております。

今後もさらなる事業の発展に尽力していく所存でございますが、このような状況を踏まえ当社と致しましては非上場化したうえで上場維持費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先することが望ましいと考えました。この選択は、将来的には当社の経営や事業の進展に大きく寄与するものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、今後、上場廃止を申請することとしたいと考えております。

2. 定時株主総会の開催および今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会において上場廃止申請の件を付議する予定です。

(1) 招集通知発送予定日	2024 年 11 月 29 日(金)
(2) 定時株主総会開催予定日	2024 年 12 月 20 日(金)
(3) 上場廃止申請書の提出予定日	2024 年 12 月 20 日(金)
(4) 上場廃止予定日	2025 年 1 月 24 日(金)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項および「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条）

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関しては、担当 J-Adviser である宝印刷株式会社からは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

以上